

令和 6 年度 第 9 回豊後大野市農業委員会総会議事録

【会議の概要】

- 1 日 時 令和 6 年 12 月 16 日(月)午後 1 時 30 分～2 時 56 分
- 2 場 所 市役所本庁 4 階 正庁ホール
- 3 出席者

農業委員 出席委員(13名)、欠席委員 (2名)

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	三宮 憲治	○						
委員	1	麻生 祐三子	○	6	安藤 大作	×	11	衛藤 英教	○
	2	後藤 綾子	○	7	山崎 淳三	○	12	小野 末芳	○
	3	橋本 みゆき	○	8	廣瀬 正雄	○	13	志賀 義和	○
	4	後藤 栄治	×	9	渡邊 丸美	○	14	三代 忠佑	○
	5	小野 不二夫	○	10	衛藤 講治	○			

農業委員会事務局職員等(6名)

事務局長、事務局長補佐兼係長、係員(2名)、農業振興課(2名)

- 4 議事録署名委員の指名 9 番 渡邊 丸美 10 番 衛藤 講治

5 報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第 15 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について
- (3) 報告第 16 号 豊後大野市農地賃借料情報について

6 議 事

- (1) 議案第 51 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(案)について
- (2) 議案第 52 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(配分替)(案)について
- (3) 議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (4) 議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 55 号 現況証明(非農地証明)について
- (6) 議案第 56 号 農地移動適正化斡旋委員の指名について
- (7) 議案第 57 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について

事務局長 (総会に係る関係資料の説明)

本日の出席委員は13名。

豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議が成立する旨を報告。

～ 定例総会は、豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が進行～

日程1

開 会

議 長 (会長あいさつ、総会成立及び総会における留意点等の説明)

日程2

議事録署名委員の指名

議 長 豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、次の委員を指名。
9番委員、10番委員

日程3

報告事項

議 長

◆会長報告及び各種報告

前回定例総会から本日までの経過の報告。(資料に基づき説明)
この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第15号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第16号 豊後大野市農地賃借料情報について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 農地委員長より概要説明の後、事務局より報告を行います。

11番委員 概要説明

(事務局) (資料に基づき報告)

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

日程 4
議 事

◆議案第 51 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について

議 長 本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課) (資料に基づき説明)

議 長 提出者の説明が終わりました。
本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

本件については特に意見がありませんので、「議案第 51 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について」は「意見なし」として市に報告します。

◆議案第 52 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(配分替)（案）について

本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課) (資料に基づき説明)

議 長 提出者の説明が終わりました。
本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

本件については特に意見がありませんので、「議案第 52 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(配分替)（案）について」は「意見なし」として市に報告します。

(農業振興課職員 退席)

◆議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号 1 番から 7 番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号 1 番の案件を 2 番委員に、番号 2 番の案件を 9 番委員に、番号 3 番の案件を 8 番委員に、番号 4 番と 5 番の案件を 7 番委員に、番号 6 番と 7 番の案件を 5 番委員にお願いします。

(地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告
審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

2 番委員
9 番委員
8 番委員
7 番委員
5 番委員

議 長 地区審査会の報告が終わりました。
本件については、7 番委員が関係している案件があることから、農業委員会会議規則に基づき、退席を求めます。

(7 番委員 退出)

議案第 53 号の 7 案件についてこれより質疑を許可します。

2 番委員 質問というより率直な感想です。今回、譲受人の多くが農業経験者ではないように感じます。それは、譲受人が所有する下限面積制度の撤廃による影響もあるのではないかと思うのです。

このような案件に対し、今後私たちは注意しないといけないこともあると思います。先日開催された女性農業者の会でもこの件について意見が出ており、下限面積の撤廃により、新規で農業に参入してくるものの、実際は何年も耕作せず、そのまま宅地に転用するケースが出ているとのことでした。

そのため、今後出てくる同様の案件に対して、事務局で気をつけていることとか、私たちが留意すべきこと等があれば教えていただきたい。

議 長 事務局の説明を求めます。

(事務局) 今回、耕作面積ゼロという方が何名かいます。これは空き家バンク制度を利用した、農地付きの空き家の案件です。

これらの案件については、許可申請の際に営農計画書の提出を求めており、その信憑性を確実に調べています。今回の申請で例えば 1 番の案件は農機具を所有していないと思われるので、営農に必要な機械はどうするのか等を聞き取り、地元の法人と一緒に耕作していくなら契約書の提出を求め、その確実性を調べていきたいと思います。

2 番委員 自分の担当している地区ではそのような話が出ています。他の地区も確認しているということで大丈夫ですか。

議 長 事務局の説明を求めます。

(事務局) はい。他の地区も確認しています。

2 番委員 まちづくり推進課（空き家バンクの担当課）はどのような確認をしていますか。

議 長 事務局の説明を求めます。

(事務局) まちづくり推進課（空き家バンクの担当課）は営農計画までの確認はしていません。

2 番委員 まちづくり推進課から紹介されたといっても、農業委員会の方で気をつけないといけないということでもよろしいですか。

議 長 事務局の回答を求めます。

(事務局) はいそうです。

2 番委員 分かりました。ありがとうございました。

議 長 私もこの件については、本定例会の打ち合わせ時に、事務局と協議をしました。耕作面積ゼロの諸要件の確認をしてから許可するのは当然ですが、許可後も注意が必要ということ。このような案件は、農業委員で本当に適正に使われているかを見届けないといけないという話をしました。

他にございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 53 号の 7 案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第 53 号の 7 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 番委員の入室を認めます。

(7 番委員 入室)

◆議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号 1 番から 4 番の案件について、地区審査会の報告を求めます。番号 1 番の案件を 13 番委員に、番号 2 番の案件を 11 番委員に、番号 3 番の案件を 7 番委員に、番号 4 番の案件を 5 番委員にお願いします。

(地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告

13 番委員 審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

11 番委員

7 番委員

5 番委員

議 長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 54 号の 4 案件についてこれより質疑を許可します。

5 番委員 番号1番の案件に資材置き場用地とあるのですが、例えばどんな資材を置くかお伺いしたい。

議長 担当地区の委員に、説明を求めます。

13 番委員 申請者は土木作業の下請け、道路の草切り等様々な仕事をしております。本件については、道路の掃除、施工管理に使用するパイプ、ゴムパイプ、大きい物等の道具を置くという計画です。

場所は高規格道路の下、県道緒方朝地線の道路から100メートルぐらいのところで人家等は全くない場所になります。

議長 他に質疑はございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第54号の4案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第54号の4案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第55号 現況証明（非農地証明）について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号1番から14番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号1番の案件を12番委員に、番号2番の案件を9番委員に、番号3番から8番の案件を13番委員に、番号9番と10番の案件を11番委員に、番号11番から14番の案件を5番委員にお願いします。

(地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告

12 番委員 調査の結果、非農地と判断して問題ないと認められました。

9 番委員

13 番委員

11 番委員

5 番委員

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第55号の14案件について、これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 55 号の 14 案件については、全て「発行基準に該当する」との報告であります。これから採決します。議案第 55 号の 14 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 55 号 現況証明（非農地証明）について」は、原案のとおり証明することに決定されました。

◆議案第 56 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

2 番委員 この図面の 110 番と 109 番は、途中で切れているようにも見えます。申請地に 110 番が隣接しており、写真では荒れているように見えます。こちらの方は耕作されているのでしょうか。また、こちらの方に話は行っているのでしょうか。

議 長 これについては私から説明します。質問の 2 筆とも耕作していません。109 番が今回の申請となっており、幹旋をお願いするということです。

2 番委員 両方つながっている方が引き受けやすいと思いますが。

議 長 かなり段差もあり、つながっているように見えますが、入り口は全く真逆です。反対側から入らないといけないし、高さも違います。

2 番委員 上からの写真だと、繋がっているように見えるので。

議 長 確かにそう見えますが、進入路が県道沿いと向こうの農道からとなっており、全く別の状況です。

他にございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。

地区審査会での推薦を踏まえ、私から指名いたします。

本案件を 9 番委員と 27 番委員にお願いします。

なお、迅速かつ適切に幹旋処理を行うためには、指名委員のみならず、他の農業委員の支援や協力も不可欠であります。皆様方の積極的な情報提供等にご協力いただきますようお願いいたします。

◆議案第 57 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

これから採決します。議案第 57 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 57 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について」は、原案のとおり決定されました。

その他の項について、事務局から説明をお願いします

(事務局) (次回定例会の開催日時等の事務連絡)

議長 その他ご意見等はございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、これをもちまして、令和 6 年度第 9 回豊後大野市農業委員会定例総会の全ての日程を終了します。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条の規定による議事録書名については、原本による。